様式第３号

監理技術者等（専任特例１号）の兼任配置に関する調書

鳥　栖　市　長　様

次の技術者について、建設業法第２６条第３項第１号及び第４項の規定（専任特例１号）の適用を受けて２の工事現場を兼任させたいので、同法施行令及び同法施行規則に定める要件に適合することを確認のうえ、届け出ます。

兼任する技術者	区分	□　専任の主任技術者　　□　監理技術者	
	氏名		
	資格（資格者番号）		
兼任する工事		本件工事（鳥栖市発注）	他方の工事
工事名			
発注者			
工　期		年　　月　　日から 年　　月　　日まで	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
請負代金の額（税込） ※各工事１億円未満（建築一式工事は２億円未満）			
下請次数 ※３次まで			
工事現場間の移動		移動時間（片道）　約　　時間　　分（手段：　　） ※１日で巡回可能であり、かつ移動時間が概ね２時間以内であること。	
連絡員の配置（現場ごと）	本件工事	氏名：	実務経験：　　年
	他方の工事	氏名：	実務経験：　　年
	※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者を配置すること。		
情報通信技術の措置		□施行体制を確認できる情報通信技術の措置 （措置内容：　　） □現場状況を確認できる情報通信機器の設置 （機器名等：　　）	

<table>
<tr><td>人員の配置を示す計画書</td><td>□作成済み（落札決定後、監督員に提出し、工事完成後、５年間保存する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記のとおり相違ないこと及び次の事項を誓約します。
①　工事途中において請負代金の額の変更等により専任特例１号の要件に適合しなくなった場合は、その時点から技術者を工事現場ごとに専任で配置するとともに、速やかに監督員に申し出ること。
②　人員の配置を示す計画書を作成し、変更があった場合は遅滞なく更新のうえ、提出及び保存すること。

年　　月　　日
住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名</td></tr>
</table>

注１）「他方の工事」欄には、兼任しようとするもう一方の工事（他の発注者の工事を含む。）を記載する。兼任できる工事現場の数は２までとする。

注２）請負代金の額の要件（１億円未満。建築一式工事の場合は２億円未満）は建設業法施行令の定めによる。工事途中に増額によりこの額以上となった場合は、それ以降専任特例１号を適用しない。

注３）連絡員は、監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者とし、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者とする。

注４）本調書のほか、「人員の配置を示す計画書」（様式第４号）を落札決定後に監督員へ提出すること。